

10.0.20  
18-24

## 回 答 書

平成 18 年 6 月 19 日

東京都 [REDACTED] 丁目 [REDACTED] 番 [REDACTED] 号 [REDACTED]

階

[REDACTED] 法律事務所

通知人大塚恵太代理人 弁護士 [REDACTED] [REDACTED]

東京都中央区佃 [REDACTED] 丁目 [REDACTED] 番 [REDACTED] 号

被通知人 真 部 温 美

当職は、通知人を代理して以下のとおり平成 18 年 6 月 1 日付内容証明郵便に回答します。

先ず、被通知人は自らを P T A 会長と表記しておりますが、その根拠規則および手続を明らかにしていただきたいと存じます。

次に、一般に、P T A は、学区内の学校のみならず地域社会に対する影響が絶大であり公共の利害に深く関わる存在であり特にその会長は重大な職務であるので、いわゆる「公人」として社会全体の監視監督を受けるべき立場にあります。かつ、貴殿と同じ学区内に子供を持つ通知人が本件で問題としているのは、その P T A 総会に関する議事および議決の手続の適正でありますので、

その点の説明を資料添付の上して頂きたいと存じます。

最後に、公認会計士が作成した文書は、PTAが現在秘匿しているところの会計資料に関する記録を閲覧した際に直筆で謄写した内容に基づいており、極めて信憑性の高いものであります。同会計記録によれば、PTA会費の私的費消や校庭開放に関する補助金詐取・領得の疑いがあるものであるため、同記録の開示を強く求めるものであります。

被通知人は通知人の行為が名誉毀損にあたるものであると主張しておりますが、被通知人は現在少なくとも事実上PTA会長の立場にある公人であり、事実に関する証拠も存するところから、通知人の行為は名誉毀損に問われるものではないと思量いたします。

なお、通知人は、上記の事実関係を明らかにすることは好ましいことであるため、もし被通知人が通知人を訴えるのであれば、事の真偽を公に明らかにでき好ましいことであると考えていることを付け加えておきます。

以上

この郵便物は平成18年6月19日P.T.A.号書留  
内容証明郵便物として差し出したことを証明します

麻布郵便局長

